佐倉市における木材利用促進方針

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第11条第1項の規定により、千葉県が定めた千葉県内の建築物等における木材利用促進方針(平成23年3月31日付け森第2205号策定、令和5年3月31日付け森第3018号一部改正)に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、佐倉市内の建築物等における木造化・木質化等を推進することにより、佐倉市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに寄与し、循環型社会の構築、地球温暖化の防止、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 公共建築物

市又は市が委託等をした者が管理を行い、又は管理する見込みのある建築物(外構を含む。)をいう。

(2)建築

新築、増築及び改築をいう。

(3) 公共施設における工作物

市又は市が委託等をした者が管理を行い、又は管理する見込みのある道路、河川、公園等に 係る工作物をいう。

(4) 木造化

建築物の構造耐力上主要な部分(壁、柱、梁、けた、小屋組等)の全部又は一部に木材を 利用することをいう。

(5) 木質化

建築物の内装又は外壁の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(6) 地域産材

市内の森林から産出された木材を中心とし、原則として「ちばの木認証制度」等により合法性等が証明された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物等に対して可能な限り木材の利用に努めるものとする。また、森林資源の有効活用のため、木材バイオマスエネルギーの利用に努める。

(公共建築物における木材の利用の目標)

- 第4 公共建築物の建築に当たっては、次に掲げるものを除き、低層の公共建築物について、木造化 又は木質化を図ることに努めるものとする。
 - (1) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)等の法令、施設設置基準等により木造化又は木質化が適当でないと認められる場合
 - (2) 費用対効果の点で木造化又は木質化が適当でないと認められる建築物

- (3) 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な建築物
- (4) 危険物を貯蔵し、又は使用する建築物
- (5) 伝統的建築物その他文化価値の高い建築物又は文化財を所蔵し、又は展示する建築物等の木造 化又は木質化が適当でないと認められる建築物
- (6) その他木造化又は木質化が困難と認められる建築物

(公共施設における工作物の木材利用の目標)

- 第5 市は、公共施設における工作物の整備に当たっては、次に掲げる場合を除き、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。また、可能な限り地域産材を利用する。
 - (1)工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材及び木材を原材料とした製品の利用が 困難と認められる場合
 - (2) 費用対効果の点で木材及び木材を原材料とした製品の利用が適当でない場合
 - (3) その他、木材及び木材を原材料とした製品の利用が困難と認められる場合

(公共建築物の備品および消耗品)

第6 市は、公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品について、機能上支障がない場合は、 木材を原材料とした製品の利用に努めるものとする。

(優先して利用する木材)

第7 市は、市が整備する公共建築物等の木造化又は木質化に当たって利用する木材については、可能な限り国産の木材の利用に努め、特に千葉県内の森林から産出された木材を優先的に利用するよう努めるものとする。また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT(直交集成材)やLVL(単板積層材)、木質耐火部材等、新たな木質部材での活用についても検討するものとする。

(木材利用で考慮すべき事項)

第8 市は、公共建築物等の整備における木材の利用に当たっては、建設コストに加え、維持管理、 解体、廃棄等のライフサイクルコストについて十分に考慮するとともに、利用者のニーズ、木材 の利用による付加価値等を考慮し、これらを総合的に判断するよう努めるものとする。

(木材利用の啓発及び普及の推進)

第9 市は、公共建築物等の木造化及び木質化の推進に当たっては、木材の持つ良さ及び木材利用の 意義について、市民に対する啓発及び普及の推進に努めるものとする。

(建築物木材利用促進協定の周知及び活用)

第 10 市は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、周知に努める。また、協定 締結の申出があった場合、応否の判断を行うとともに、協定締結後は協定に基づく取組を支援す ることにより、木材利用の促進に努める。

附則

この方針は、令和6年6月1日から適用する。

(令和6年5月31日付け佐農第194号の2)